

第3章 今後5年間に取り組む施策

基本方針Ⅰ 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

一人ひとりが、変化の激しい社会の中で、よりよい人生や社会の創り手となるためには、「いのちの教育」⁵の理念に基づいた取組みにより、児童生徒の自尊感情・自己肯定感を育み、よりよく生きようとする意識の醸成が不可欠です。

今後、互いの多様性や個性の尊重が一層求められる社会において、それぞれの価値観や生き方を尊重することが、更に大切となります。多様性や個性を認め、互いを高め、積極的に社会に関わることや自己の生き方を考える意識を醸成し、よりよい人生や社会の創り手の育成につながるよう、基本方針Ⅰとして、「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進します。

主要施策1 「いのちの教育」の推進

自己と他者の「いのち」の大切さを理解し、「生き方」について主体的に考え、尊重し合う児童生徒の育成に向けて、学校・家庭・地域における取組みを推進します。

【現状と課題】

本県では、「教育山形『さんさん』プラン」による少人数学級編制を小・中学校等で実施し、教員が児童生徒一人ひとりへの理解を深め、きめ細かに指導する努力を継続してきました。その成果もあり、全国学力・学習状況調査において「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合は増加しており、自尊感情・自己肯定感をもつ児童生徒の増加につながっていると考えられます。一方で、約2割の児童生徒が、「自分には、よいところがあると思う」と答えることができない状況でもあります。また、昨今では保護者による児童虐待の問題が顕在化してきました。まわりの大人たちによって、子どもの命や本人が安心できる環境を守っていくことが一層求められています。安心できる環境の中で、子ども自身が、命の大切さを理解し、それぞれの価値観や生き方を尊重し、自分のよさや成長に気付くための取組みにより、自尊感情・自己肯定感を育成することが必要です。

【主な取組み】

- ① 幼児期から小・中・高等学校にわたる「いのちの教育」の推進
 - ア 平成31年3月に作成した幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラム「幼児期から小学校・中学校・高等学校にわたる『いのち』（『生命』と『人間として

⁵ 「いのちの教育」：5教振から引き継ぐ本県が重視する教育。以下の三つの柱を立てた取組み。

- (1) 自分を大切に思える気持ち（自尊感情）を育てる。
- (2) 「いのち」のつながりと多様性に気づかせる。
- (3) 「いのち」の尊さと人間としての生き方をしっかり教える。 (第6次山形県教育振興計画)

の生き方』)に関すること」に基づき、幼児期から小・中・高等学校における系統性や継続性を意識し、教育活動全体を通して「いのちの教育」を行います。

イ 道徳や総合的な学習（探究）の時間等において、異文化理解や個人の尊厳等について考えることなどにより多様性や個性を認め合う「いのちの教育」を実践し、その取組みを「いのちの教育」実践事例集としてまとめ、実践方法とともに、考え方等についても周知・普及します。

② 学校・家庭・地域が連携した「いのちの教育」の実践

ア 家庭や地域等と連携した取組みについて、積極的に家庭や地域等に周知・普及する等、学校が核となり家庭や地域等を巻き込んだ「いのちの教育」を推進します。

イ 地域学校協働本部の設置を推進し、各地で受け継がれてきた地域資源を活用した様々な自然体験、ボランティア活動、地域文化の継承活動等、子どもと大人が共に活動する多様な機会づくりを支援します。

ウ 子どもが保護者や祖父母、地域住民の中で、自尊感情や他者を思いやる心を育むことや保護者自身が子どもの存在の大切さを実感すること等の家庭教育における「いのちの教育」について、子どもの発達段階や保護者の悩み等に応じて学ぶことができる機会を提供します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小6:83.5% 中3:77.8% (H31.4)	小6:84.0% 中3:79.0%	小6:84.5% 中3:80.0%	小6:85.0% 中3:81.0%	小6:85.5% 中3:82.0%	小6:86.0% 中3:83.0%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小6:84.8% 中3:72.3% (H31.4)	小6:86.0% 中3:73.0%	小6:86.5% 中3:73.5%	小6:87.0% 中3:74.0%	小6:87.5% 中3:74.5%	小6:88.0% 中3:75.0%

主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成

思いやりの心と規範意識の育成に向けて、道徳教育・人権教育の取組みを充実させるとともに、いじめや不登校への対応及び未然防止に向けた取組みを推進します。また、児童生徒への多様な支援を行うことができるよう教育相談体制の一層の整備充実を図ります。

【現状と課題】

本県の児童生徒の道徳性や規範に関する意識は、6教振策定時から、全国と平均して高い傾向にあります。一方で、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による本県の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全国を上回っています。また、認知件数に占めるいじめが解消しているものの割合は97.8%⁶と、学校におけるいじめの積極的認知が浸透しているとともに、解消に向けた取組みが継続されていると評価できますが、未然防止の取組みを強化する必要があります。本県の不登校児童生徒数の1,000人あたりの人数は、全国を下回っているものの、ここ数年を見ると横ばいから増加傾向にあります。また、SNS等のコミュニケーションツールが急激に変化していることから、まわりの大人が気付かないところでの人間関係上のトラブルの未然防止・早期発見の取組みや、本人が危険性を認識しないままトラブルに関わってしまうこと等への対応が必要となっています。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月公布）が制定され、不登校児童生徒への支援の在り方についても、文部科学省の通知により、いわゆるフリースクール等の民間も含めた様々な機関との連携強化等の新たな視点が示されました。いじめや不登校等を含めた様々な児童生徒への支援については、その児童生徒が抱える背景が複雑化・多様化していることから、学校単独での対応から福祉分野等の様々な機関との緊密な連携が一層求められています。

【主な取組み】

1 道徳教育・人権教育の充実

① 学校における道徳教育・人権教育の充実

各学校の道徳教育全体計画に基づき、道徳教育推進教師⁷を中心として、全教師で道徳教育を推進するとともに、山形県人権教育推進方針に基づき、学校の教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育を行います。

⁶ H29 認知分（H31. 3. 31 時点）。いじめの解消については、「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月）により、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが、文部科学省から要件として示された。

⁷ 道徳教育推進教師：小・中学校学習指導要領解説（道徳編）に「各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に全教師が協力して道徳教育を展開する」と定められており、「道徳教育の指導計画の作成に関すること」「全教育活動における道徳教育の推進・充実に関すること」等8つの役割が同解説に例示されている。

- ② 家庭・地域における道徳教育・人権教育の充実
市町村が実施する親や祖父母、地域の関係者を対象にした家庭教育に関する研修会等への支援を通して、子どもがあいさつの大切さや他者を思いやり感謝の気持ちを持つこと、社会の一員としての規範意識を持つこと等の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ③ 学校・家庭・地域が連携した道徳教育・人権教育の推進
山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等の関係機関と連携した取り組みや地域学校協働活動等において、「山形県人権教育推進方針」に基づいた道徳教育・人権教育に取り組みます。

2 いじめ・不登校への対応及び未然防止に向けた取り組みの推進

- ① 学校におけるいじめ・不登校への対応及び未然防止の取り組みの推進
いじめほどの子にもどの学校でも起こりうるものであるという教職員の共通認識のもと、いじめ・不登校の未然防止・早期発見及び、いじめの積極的な認知といじめの解消に向けて、教職員の研修を充実するとともに、スクールカウンセラー等の外部専門家とのチームによる組織的かつ迅速な相談や対応に取り組みます。
- ② 社会全体でのいじめ・不登校への対応及び未然防止に向けた取り組みの促進
 - ア 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例及び山形県いじめ防止基本方針に基づき、関係機関等と連携していじめ問題に組織的・総合的に対応します。また、教員研修を実施するとともに、個別のいじめ・不登校事案に係る対応への支援をします。
また、児童生徒へのいじめ等に係る調査を行い、学校における児童生徒の理解及びきめ細かな生徒指導を促進します。
 - イ 学校、教育支援センター、いわゆるフリースクール等様々な機関や団体の連携を強化するためのネットワークを構築し、児童生徒の社会的自立に向け、個に応じた適切な支援を受けられる体制を整えていきます。
 - ウ 山形県青少年育成県民会議や関係部局と連携した“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の県内全域での展開や、地域での見守り活動等を通して、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・適切な対応への気運を学校・家庭・地域が一体となって醸成します。
 - エ 青少年に係る業界や団体及び教育関係者等との連携・協力により、インターネットの安全・安心な利用の促進等、青少年にとって好ましい社会環境づくりを推進します。

3 生徒指導・教育相談体制の強化

- ① 学校における生徒指導の充実
児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の推進に向け、学校等における研修への外部講師の派遣等により、教員の指導力を高めることや、児童生徒への調査等により児童生徒の理解を深めることを促進します。SNSを活用することの利点と危険な点を児童生徒及び保護者が理解できるよう、講師や講座についての情報を提供し、学習機会を創出します。
- ② 教育相談体制の強化
 - ア スクールカウンセラー等の外部専門家を活用した教育相談体制や別室登校生徒等への支援体制の充実を図るとともに、市町村に社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクー

ルソーシャルワーカーの配置を拡充し、児童生徒を取り巻く状況改善に向けての支援を行います。

イ 児童生徒やその保護者に対しての相談体制の整備に向けて、NPO団体等と学校・関係機関の連携強化を促進するためのネットワーク構築を図ります。また、様々な状況に置かれている児童生徒や保護者に対応できるようSNS等を利用した相談機会を拡大していきます。

ウ 問題行動や不登校、児童虐待への対応及び未然防止等に向け、警察や児童相談所、市町村の福祉部局等との連携を強化し、迅速な相談や対応を行い、一人ひとりに応じた指導・支援による児童生徒の健全育成を推進します。

4 児童生徒と向き合うための環境の充実

- ① 児童生徒の理解促進による学力育成及びよりよい集団づくりのための少人数学級編制の推進
(主要施策7 2①のとおり)

小・中学校における少人数学級編制の利点を活かしたきめ細かな指導により、児童生徒一人ひとりへの理解を深めるとともに、個に応じた指導の充実により、よりよい集団づくりや児童生徒の学力育成を図ります。

- ② 少人数学級編制「教育山形『さんさん』プラン」の効果検証及び今後の展開の検討
(主要施策7 2②のとおり)

文部科学省の定数改善の状況や市町村における現状の把握に努め、これまでの効果を検証し多様化・高度化している学校の教育課題に適切に対応するため、今後の展開を検討します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
学校のきまり（規則）を守っている児童生徒の割合	小6：94.2% 中3：96.2% (H31.4)	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける
いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合 (小・中・高・特支)	97.8% (H29 認知分 H31.3.31 時点)	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける

主要施策3 生命の継承の大切さに関する教育の推進

現在の人口減少の状況を認識するとともに、自分が受け継いだ大切な生命を、次代につないでいくことの大切さについて理解し、児童生徒が、自分の人生への展望をもち、自身の生き方を考える取組みを推進します。

【現状と課題】

本県では、独自に作成した生命の継承に関する教材を県立高校の授業で活用するとともに、生命や性に関する正しい理解を深めるため、専門医等を学校に派遣してきました。また、ライフデザインセミナーを通して、自分の人生への展望を持つ機会を提供するとともに妊娠適齢期の正しい知識を伝える取組みをしてきました。今後の社会においては、少子高齢化を伴う人口減少が更に進み、家族の有り様や生きていく上での価値観が一層多様化することが予想されます。次の世代へ生命をつなぐことの大切さについて学び、主体的にライフデザインしていくことが求められます。自分の人生への展望を持ち、生命をつなぐことの大切さを考えることができる児童生徒の育成が必要です。

【主な取組み】

① 児童生徒が生命の継承の大切さについて主体的に考える教育の実施

ア 人口減少による社会への影響、先人から受け継がれてきた「生命」を次の世代へ引き継ぐことの大切さ、家族が果たす役割を理解すること、ライフデザインを通して人生への展望を持つこと、多様な生き方や自己の在り方等について、児童生徒同士の議論等を通して主体的に考える教育を行います。

イ 生命尊重を基盤として、性に関して主体的に判断し、適切に行動できる能力を育成するために教科、領域と関連を図りながら、性といのちの教育を行います。

ウ 若い世代が家族・家庭の意義を考え、よりよい人生設計ができるよう、学生向けライフデザインセミナーを開催し、男女が共に働きながら子育てすることの必要性を認識するとともに妊娠や出産、母体の健康についての正しい知識を得る機会を提供します。

② 地域全体による子育て支援の促進

親や祖父母、地域の関係者を対象に家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、公民館等を拠点として子育て支援を展開する等、地域全体で支援する体制づくりを推進します。

また、県民が安心して将来の山形を担う子どもたちを生み、育てることができる社会等を実現するため、「子育てするなら山形県」推進本部⁸を中心に、関係部局と連携して子育て支援・少子化対策に取り組みます。

⁸ 「子育てするなら山形県」推進本部：次代の山形県を担う子どもを健やかに育成するとともに子育て家庭を社会全体で支援する環境づくりを総合的かつ効果的に推進するための、知事を本部長とする全庁的組織。

(参考) 「やまがた子育て応援プラン」(令和2年3月策定予定 計画期間R2～R6) 子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
本県独自教材※を活用した授業を実施した県立高等学校の割合 ※「生命を次代につなぐ意識啓発事業 高等学校家庭科指導事例集」	84.0% (H30)	100%	100%	100%	100%	100%

基本方針Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育成する

これからの変化の激しい社会を生きる上で、他者の思いや考え、立場を推察し、協働して新たな価値を生み出していくには、感性を豊かに働かせることが重要です。生涯にわたる人格形成の基礎を培う家庭教育、幼児期の教育を充実させるとともに、読書活動や様々な体験活動を充実させることにより、豊かな心を育成します。また、すべての学びの基礎には、健康でたくましい体が欠かせません。児童生徒の心身の健康の保持増進を図ります。

主要施策 4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進

保護者の学習機会の創出により、親の不安や悩みを軽減し、より温かい親子関係の構築につながるよう家庭教育を推進します。また、幼児教育では、幼児期と小学校以降の学びをつなぎ、幼稚園教育要領等及び学習指導要領で目指す資質・能力の育成を推進します。

【現状と課題】

家庭教育は教育の原点であり、子どもは家庭の中であいさつや言葉遣い、生活リズムなどの基本的な生活習慣、他人への思いやり、自立心や自制心などを身に付けてきました。しかし、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、「子どもとどのように接してよいかわからない」「子育てについて誰かに相談したい」といった悩みを抱えながらも、相談する相手がいない保護者が増加すると考えられます。子育ての負担や不安・悩みを抱える保護者に対して、PTAや地域、企業・団体等が連携し、社会全体で家庭教育を支えていくことが求められます。また、家庭教育に関する学習機会や相談機会があっても様々な事情により活用できない家庭もあり、相談方法や機会を拡充していく必要があります。

幼稚園教育要領等が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」⁹が示されました。幼児期の教育で身に付けた資質・能力を生かしながら小学校以降の学びにつなげられるよう、幼稚園等と小学校の教員が育てたい子ども像を共有していく必要があります。

【主な取組み】

1 家庭教育の充実

① 子どもの発達段階に応じた保護者等への学習機会の提供・充実

乳幼児健診や就学時健診などの保護者が確実に集まる機会を捉え、「子どもの生活習慣に関する指針」¹⁰を普及・啓発するとともに、保護者同士が共に学び合える家庭教育講座を実施

⁹ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」：「健康な心と体」「自立心」「協同性」等の10の姿。幼児の幼稚園修了時に生まれている資質・能力を具体的な姿にしたものであり、教師が指導を行う際に考慮するもの。
(幼稚園教育要領)

¹⁰ 「子どもの生活習慣に関する指針」：山形県の子どもの生活に関する実態を踏まえ、より望ましい生活習慣の在り方を提案するとともに、各家庭における子どもの生活習慣のめざす方向及び方策を示したもの。
(平成30年3月 山形県教育委員会策定)

します。また、公民館やPTA、保護者会、企業・団体等の要請に応じて、家庭教育アドバイザーの派遣や講師の紹介により、多様な家庭教育の機会を創出します。

- ② 地域における家庭教育支援者の育成
 - 子育て経験者や教員退職者等を研修会参加者の相談に対して助言を行う家庭教育支援者として養成し、地域における家庭教育支援の充実を図ります。
- ③ 保護者に対する相談体制の構築
 - ア SNS等の利用による相談、関係機関とNPO団体等とが連携した相談等の体制を構築することで、様々な状況に置かれている保護者に対応した相談機会を創出します。
 - イ 子育てや家庭教育に関する学習機会等に参加できない保護者や困難を抱えている親を支援するため、教育・福祉・保健等関係機関の連携を更に進め、家庭教育に関するきめ細かな支援の在り方を検討し、支援の充実を図ります。
 - ウ 公民館活動や読み聞かせサークルの活動等の地域における自主的な活動の場を活用して、保護者が気軽に相談できる機会の拡大を図ります。

2 幼児教育の充実

- ① 幼児共育¹¹の推進
 - 家庭や地域、幼稚園・保育所等で子どもに関わるすべての大人が、みんなで幼児期の子どもを育てる幼児共育の理念を踏まえ、人やモノ、自然との関わりと親子のふれあいを大切にした体験活動等の取組みを実施します。
- ② 幼稚園教員・保育士等の教育力向上
 - 幼稚園教育において育みたい資質能力の三つの柱（「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」⁹に関する幼稚園教員・保育士等を対象にした研修会を実施します。
 - 保育士が、専門性を強化するため、技能を修得するとともに給与面での処遇改善を図る保育士等キャリアアップ研修を厚生労働省のガイドラインに基づき実施します。
- ③ 子どもの育ちを共有する幼保小連携の促進
 - 幼稚園・保育所等と小学校における子どもの成長や学びが円滑に接続できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」⁹を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との情報共有を促進します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
保護者用学習資料※を活用した講座・研修会等の実施回数	96回 (H30)	120回	130回	140回	145回	150回
※県生涯学習振興室作成資料						

¹¹幼児共育（ようじともいく）：生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期の子どもを、家庭、幼稚園・保育園等、地域の三者が連携して、「目をかけ・声をかけ・心をかけ」とともに育ていく本県独自の考え方。

主要施策5 豊かな心の育成

SNS等のコミュニケーションツールが急速に変化し、バーチャルでの体験が増えている時代にこそ必要な表現力や思考力、想像力等を培い、豊かな感性や人間味あふれる心、思いやりの心を育むために、読書活動や文化芸術活動を推進するとともに、様々な体験活動や奉仕活動の充実を図ります。

【現状と課題】

これまでも、本県では、読書活動の推進、優れた文化や芸術に触れる機会の提供、また、学校・家庭・地域が連携した様々な体験活動やボランティア等の社会奉仕に関わる活動の推進等、子どもの豊かな心の育成に向けて取り組んできました。一方で、SNS等のコミュニケーションツールが急速に変化し、情報を映像等で簡単に受け取ることやバーチャルでの体験等が増えている中、言葉や実体験等を通した子どもの豊かな感覚や感性、想像力や思考力等の育成が求められています。今後も、子どもの発達段階にも応じながら、親子で本を楽しむ機会の創出や図書館等を活用した読書活動の促進、文化芸術の鑑賞及び表現などの幅広い活動をする機会の提供、地域資源を活用した様々な体験活動等の充実に取り組む必要があります。

【主な取組み】

1 読書活動の推進

① 読書活動に関する理解と意義の普及

「山形県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書の大切さ、読書による子どもの心の成長、親子のふれあいや心のつながりを育むための読み聞かせの重要性について、学校・家庭・地域に普及していきます。

② 学校・家庭・地域を通じた社会全体での読書活動の推進

学校における学校図書館、地域の図書館等の積極的な利活用を促し、読書活動・学習活動を推進します。更に、学校と保護者やボランティア等との連携や読み聞かせの研修機会の充実により、学校・家庭・地域が連携した読書活動を推進します。

2 文化芸術活動の推進

「山形県文化推進基本計画」（令和元年度～5年度）を踏まえ、関係部局と連携して、次世代の文化芸術を担う人材の育成や県民の多彩な文化芸術活動の推進のため、以下の取組みを行います。

① 学校における文化芸術活動の活性化

ア 学校における山形交響楽団や美術館・博物館をはじめとする県内の文化芸術団体等との連携により、良質な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、中・高等学校の文化部活動や県

高等学校総合文化祭の開催を支援し、児童生徒の文化芸術活動の一層の活性化を図ります。
また、関係機関と連携して、障がいのある子どもたちが文化芸術に触れることや体験する機会を提供し、文化芸術に親しもうとする意欲醸成を図ります。

イ 「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されるよう推進していきます。

② 優れた文化芸術に触れる機会の創出

ア 伝統文化の継承に向けたふるさと塾の活動への支援等により、子どもたちが地域の優れた文化芸術に触れる機会を創出します。

イ 子どもたちへの様々な文化芸術に触れ体験する機会の提供、子どもたちによる文化活動の発表機会の創出、未就学児等も対象とするオーケストラコンサートの開催等、文化芸術団体が放課後子ども教室等の場を活用して実施する取組みへの支援を通し、子どもたちが文化芸術に親しむ取組みを推進します。

3 様々な体験活動や奉仕活動の充実

① 学校における体験活動や奉仕活動の推進

各学校と家庭・地域が連携しながら、地域の行事、伝統芸能や生活文化を体験する活動、ボランティア活動など、子どもたちが参加する地域の特性を生かした多様な活動を推進します。

② 地域における様々な体験活動への参加促進

地域住民や子どもたちに対し、放課後子ども教室や総合型地域スポーツクラブ、地域の各種クラブ、文化団体、子ども会、伝統芸能の伝承団体等の活動への参加を促進します。また、少年自然の家等の体験プログラム等を充実し、子ども会等での参加を促進し、体験活動の機会を創出します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
読書が好きな児童生徒の割合	小6:78.7% 中3:68.7% (H31.4)	小6:79% 中3:69%	小6:79.5% 中3:69.5%	小6:80% 中3:70%	小6:80.5% 中3:70.5%	小6:81% 中3:71%

主要施策6 健やかな体の育成

児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、健康教育の充実を図り、食育を推進します。児童生徒の体力の向上に向けて、体育授業等の充実や教員の指導力の向上を図ります。

【現状と課題】

現在の社会において、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や食物アレルギー等、児童生徒の健康面での課題が顕在化しています。本県における「朝食を食べている」児童生徒の割合は大変高い状況ではありますが、今後も、子どもの食生活について、朝食を摂っていない子どもの背景も含めて、多面的に捉える必要があります。

学習指導要領においては、健康教育及び食育について、学校の教育活動全体を通じて行うことが示されており、体育や特別活動、総合的な学習（探究）の時間等との相互の関連を図りながら、関係者・関係機関と連携して進める必要があります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本県の児童生徒は、積極的に運動をする児童生徒とそうでない児童生徒の二極化傾向が見られ、特に小学校低学年においては運動しない児童の割合が高い状況にあります。また、運動部活動については、少子化に伴う部員数・部活動数の減少や、活動の過熱化による練習の長時間化がもたらす生徒の身体的・精神的負担が、課題となっています。本県では、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定しています。今後は、この方針を踏まえた、部活動の実施の徹底が必要です。

【主な取組み】

1 健康教育の充実

① 学校における健康教育の充実

多様化・複雑化・困難化している子どもたちの心身の健康課題（肥満、アレルギー疾患、生活習慣病の予防等）に対応するため、関係部局及び医療機関等と連携し、研修会や専門医の派遣による各学校の学校保健活動の充実を図ります。

② 学校・家庭・地域が連携した健康教育の充実

健康・安全に関する学校、家庭及び地域社会を結ぶ組織である学校保健委員会を活用し、地域全体での子どもの家庭生活における健康問題への取組みの充実を図ります。

2 食育の推進

① 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

児童生徒の食による心身の健康づくりを推進し、食に感謝する心や食文化を理解し尊重する心を育成するため、各学校が策定する「食に関する指導の全体計画」に基づき、家庭や地域と連携した食育の推進が促進されるよう、専門家の派遣による講演会等の支援を行うとともに、優良事例などについて周知啓発を行います。

② 栄養教諭等の指導力向上

食育推進の中心となる栄養教諭等の専門性を学校現場の食育の取組みに活かせるよう、栄養教諭等を対象とした研修を充実させ、給食管理や食に関する指導力の向上を図ります。

3 体力・運動能力の向上（学校体育等の充実）

① 体育授業等の充実と教員の指導力の向上

ア 子どもの体力向上推進委員会において、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果を分析し、全県共通の課題意識に基づいた研修を通して、教員の指導力向上を図ります。小学校低学年における体育授業等の充実、運動する場や機会等の工夫により、児童生徒の体力向上を図ります。

イ 運動部活動について、指導者対象の研修会の実施や、中央競技団体作成の指導の手引き等の活用により、休養を適切に取り、短時間で効率的・効果的に実施する運動部活動を推進します。また、少子化に伴う運動部活動の課題を解決するために、各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者等と学校が協働・融合した活動のあり方について検討し、地域の実情に応じて取組みを進めていきます。

② 学校・家庭・地域が連携した体力向上の取組みの推進

各学校において全国体力・運動能力、運動習慣等調査を分析し、その結果を家庭へ説明することにより、学校と家庭が連携し、児童生徒の運動習慣の改善に取り組みます。

また、体育授業や部活動に地域スポーツクラブの指導者等を派遣し、様々なプログラムでの活動を通し、運動機会の創出と体力の向上を図ります。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	小6： 88.9% 中3： 87.2% (H31.4)	90%程度	90%程度	90%程度	90%程度	90%程度
子どものスポーツ実施率 （1日60分以上）（小学5年生）	40.1% (R1)	45%	50%	60%	60%	60%